

「設計変更ガイドライン」【新旧対照表】

新	旧
<p>設計変更ガイドライン</p> <p>平成28年4月 策定</p> <p><u>(平成29年4月 改定)</u></p> <p>神奈川県 県土整備局</p> <p>設計変更ガイドラインの目的</p> <p>土木工事<u>及び建築工事</u>は、各々の現場の自然的条件や社会的条件など、多様な制約条件の下で個別に設計・施工を行い、多岐に亘る目的物を完成させなければならないことから、当初契約の施工条件には不確定要素を含まざるを得ないものとなっており、<u>工事の進捗と共に、発注時に予見できない施工条件や環境の変化などが起こり得るものとなっています。</u></p> <p>一方で工事の積算は、標準的施工能力の建設会社が、標準的な施工により工事を完成させる場合を前提としており、これが予定価格決定の基礎とされ、ひいては入札価格の上限になることから、不確定要素に伴うリスクについて考えると、現在の制度は、</p>	<p>土木工事設計変更ガイドライン</p> <p>平成28年4月</p> <p>神奈川県 県土整備局</p> <p>土木工事設計変更ガイドラインの目的</p> <p>土木工事は、各々の現場の自然的条件や社会的条件など、多様な制約条件の下で個別に設計・施工を行い、多岐に亘る目的物を完成させなければならないことから、当初契約の施工条件には不確定要素の多くを含まざるを得ないものとなっています。</p> <p>一方で土木工事の積算は、標準的施工能力の建設会社が、標準的な施工により工事を完成させる場合を前提としており、これが予定価格決定の基礎とされ、ひいては入札価格の上限になることから、不確定要素に伴うリスクについて考えると、現在の制度</p>

新	旧
<p>これを受注者の入札価格に反映し難い仕組みとなっています。</p> <p>公共事業における工事は、発注者と受注者が、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な請負契約を締結し、誠実にこれを履行することとしており、発注者においても、考慮されている工事施工上の制約となる施工条件を仕様書等に明示し、発注者と受注者の役割分担を明確にするとともに、契約後に顕在化したリスクについては、設計変更により応分に負担する必要があります。</p> <p>神奈川県公共工事標準請負契約約款（以下「契約約款」という。）では、施工条件が変わった場合等の確認手続きや、設計図書の変更等について定めていますが、本ガイドラインは、契約約款を使用して契約した工事について、設計変更の対象事項や必要な手続きなどを具体的にすることにより、設計変更を円滑・適切に行うための発注者・受注者双方の共通の手引書とすべく考え方を整理したものです。</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>29</u> 年 4 月 県土整備局 都市部 技術管理課</p>	<p>は、これを受注者の入札価格に反映し難い仕組みとなっています。</p> <p>公共事業における <u>土木</u> 工事は、発注者と受注者が、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な請負契約を締結し、誠実にこれを履行することとしており、発注者においても、考慮されている工事施工上の制約となる施工条件を仕様書等に明示し、発注者と受注者の役割分担を明確にするとともに、契約後に顕在化したリスクについては、設計変更により応分に負担する必要があります。</p> <p>神奈川県公共工事標準請負契約約款（以下「契約約款」という。）では、施工条件が変わった場合等の確認手続きや、設計図書の変更等について定めていますが、本ガイドラインは、契約約款を使用して契約した <u>土木</u> 工事について、設計変更の対象事項や必要な手続きなどを具体的にすることにより、設計変更を円滑・適切に行うための発注者・受注者双方の共通の手引書とすべく考え方を整理したものです。</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>28</u> 年 4 月 県土整備局 都市部 技術管理課</p>

新	旧
<p>神奈川県公共工事標準請負契約約款の抜粋</p> <p>(中略)</p> <p>3. 設計図書の確認と手続</p> <p>(中略)</p> <p>設計変更の手続きフロー</p> <div data-bbox="181 703 801 802" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「設計変更の対象となる事項」の①～⑤ (P6 参照) に該当する事実を発見</p> </div> <p>(中略)</p> <div data-bbox="181 890 801 989" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>協議：工期の変更 請負代金の変更</p> </div> <p>(中略)</p> <p>4. 発注者・受注者の留意事項</p> <p>(1) 発注者の留意事項</p> <p>(中略)</p> <p>■ <u>一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合は、一工事の設計変更を行う際に関連するその他の工事</u></p>	<p>神奈川県公共工事標準請負契約約款の抜粋 <u>(H274 版)</u></p> <p>(中略)</p> <p>3. 設計図書の確認と手続</p> <p>(中略)</p> <p>設計変更の手続きフロー</p> <div data-bbox="1160 703 1780 802" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「設計変更の対象となる事項」の①～⑤ に該当する事実を発見</p> </div> <p>(中略)</p> <div data-bbox="1160 890 1780 989" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>協議：①工期の変更 ②請負代金の変更</p> </div> <p>(中略)</p> <p>4. 発注者・受注者の留意事項</p> <p>(1) 発注者の留意事項</p> <p>(中略)</p>

新	旧
<p data-bbox="188 252 1106 336"><u>についても設計変更に係る事由が発生する可能性があるため、その他の工事の設計変更について併せて検討する。</u></p> <p data-bbox="179 347 264 379">(中略)</p> <p data-bbox="159 443 448 475">5. 設計図書の照査</p> <p data-bbox="174 491 510 523"><u>(1) 土木工事の取扱い</u></p> <p data-bbox="192 539 542 571"><u>1) 設計図書の照査とは</u></p> <p data-bbox="179 587 264 619">(中略)</p> <p data-bbox="192 683 860 715"><u>2) 照査の結果により問題点が見つかった場合</u></p> <p data-bbox="179 730 264 762">(中略)</p> <p data-bbox="250 778 1106 959">なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、<u>取合い図</u>、施工図等を含むものとします。また受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は、これに従わなければなりません。</p> <p data-bbox="179 975 264 1007">(中略)</p> <p data-bbox="192 1070 734 1102"><u>3) 設計図書の照査項目及び主な内容</u></p> <p data-bbox="179 1118 264 1150">(中略)</p> <p data-bbox="192 1214 766 1246"><u>4) 設計図書の照査の範囲を超えるもの</u></p> <p data-bbox="224 1262 1106 1342">受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲をこえる行為としては、<u>次頁</u>のものなどが想定されます。</p>	<p data-bbox="1144 443 1429 475">5. 設計図書の照査</p> <p data-bbox="1144 539 1518 571"><u>(1) 設計図書の照査とは</u></p> <p data-bbox="1160 587 1245 619">(中略)</p> <p data-bbox="1144 683 1841 715"><u>(2) 照査の結果により問題点が見つかった場合</u></p> <p data-bbox="1160 730 1245 762">(中略)</p> <p data-bbox="1227 778 2083 959">なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、<u>取り合い図</u>、施工図等を含むものとします。また受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は、これに従わなければなりません。</p> <p data-bbox="1160 975 1245 1007">(中略)</p> <p data-bbox="1144 1070 1713 1102"><u>(3) 設計図書の照査項目及び主な内容</u></p> <p data-bbox="1160 1118 1245 1150">(中略)</p> <p data-bbox="1144 1214 1744 1246"><u>(4) 設計図書の照査の範囲を超えるもの</u></p> <p data-bbox="1205 1262 2083 1342">受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲をこえる行為としては、<u>以下</u>のものなどが想定されます。</p>

新	旧
<p>(中略)</p> <p>(2) 建築工事の取扱い</p> <p><u>建築物等を建築，改修する工事（以下「建築工事」という。）においては、受注者は、設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり，取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議することとなっています。</u></p> <p><u>建築工事における「監督職員と協議」とは、公共建築工事標準仕様書（1章1節1.1.2用語の定義(5)）では、「協議事項について、監督職員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すこと」と規定されています。具体的には、公共建築工事標準仕様書（1.1.8「疑義に対する協議等」）に規定されているとおりです。</u></p> <p><u>協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合は、契約約款第18条の規定によります。</u></p> <p>6. 設計変更の対象となるケース</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 設計図書に誤謬(ごびゅう)または脱漏(だつろう)がある</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>6. 設計変更の対象となるケース</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 設計図書に誤謬(ごびゅう)または脱漏(だつろう)がある</p> <p>(中略)</p>

新	旧
<p>[例] (中略)</p> <p>◆ <u>同一工事現場の建築、電気設備及び機械設備の各設計内容の整合がとれていない。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(4) 設計図書に示された(自然的または人為的な)施工条件と実際の工事現場が一致しない</p> <p>(中略)</p>	<p>[例] (中略)</p> <p>(4) 設計図書に示された(自然的または人為的な)施工条件と実際の工事現場が一致しない</p> <p>(中略)</p>
<p>[例] (中略)</p> <p>◆ <u>設計図書に明示されたアスベスト含有建材と現場条件が一致しない。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>[例] (中略)</p>
<p>7. 設計変更の対象とならないケース</p> <p>(中略)</p> <p>④ 神奈川県公共工事標準請負契約約款・土木工事共通仕様書・<u>公共建築工事標準仕様書</u>に定められている所定の手続を経ていない場合(契約約款第18条～24条、共通仕様書</p>	<p>7. 設計変更の対象とならないケース</p> <p>(中略)</p> <p>④ 神奈川県公共工事標準請負契約約款・土木工事共通仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合(契約約款第18条～24条、共通仕様書1-1-15～1-1-17)</p>

新			旧		
1-1-15～1-1-17、 <u>標準仕様書 1.1.8～1.1.10</u>)					
(中略)			(中略)		
⑤ 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合（共通仕様書 1-1-2 24、 <u>標準仕様書 1.1.2</u> ）			⑤ 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合（共通仕様書 1-1-2 24）		
(中略)			(中略)		
8. 仮設における「指定」と「任意」の使い分け			8. 仮設における「指定」と「任意」の使い分け		
(中略)			(中略)		
項目	指定	任意	項目	指定	任意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的には指定しない(<u>※1</u>)	設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的には指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示または承諾が必要	受注者の任意(施工計画書等の修正と提出は必要)	施工方法等の変更	発注者の指示または承諾が必要	受注者の任意(施工計画書等の修正と提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない	施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする	条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする

新		旧	
その他	<p><指定仮設とすべき主な事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特許工法または特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設 	その他	<p><指定仮設とすべき主な事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特許工法または特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設
<p><u>※1 発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を「参考図」として示すことがあります。参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工においては受注者を拘束するものではありません。ただし、参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合は協議の対象となる場合があります。</u></p>			
<p>9. 施工条件明示</p> <p>(中略)</p>		<p>9. 施工条件明示</p> <p>(中略)</p>	

新	旧
<p>以下に<u>各工事に応じた</u>主な明示事項を掲げていますが、これ以外にも、積算額に影響のある条件が判明している場合は、適宜明示事項を追加します。</p> <p>(中略)</p> <p><u>【土木工事の明示項目及び明示事項】</u></p> <p>(中略)</p>	<p>以下に主な明示事項を掲げていますが、これ以外にも、積算額に影響のある条件が判明している場合は、適宜明示事項を追加します。</p> <p>(中略)</p>

新		旧
<u>【建築工事の明示項目及び明示事項】</u>		
<u>明示項目</u>	<u>明示事項</u>	
<u>工程関係</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期</u> 2. <u>施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</u> 3. <u>当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期</u> 4. <u>関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容</u> 5. <u>工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間</u> 6. <u>設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等</u> 	

新		旧
用地関係	1. <u>施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</u>	
公害関係	1. <u>工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容</u> 2. <u>工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</u>	

新		旧
<p>安全対策 関係</p>	<p>1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間</p> <p>2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</p> <p>3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容</p> <p>4. 交通誘導警備員の配置を指定する場合、その内容</p> <p>5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容</p>	
<p>工事用道路 関係</p>	<p>1. 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合</p> <p>(1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等</p> <p>(2) 搬入、搬出路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</p> <p>2. 仮道路を設置する場合</p> <p>(1) 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置</p>	

新		旧
<u>仮設備関係</u>	<p>1. <u>仮土留，仮橋，足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容，期間，条件等</u></p> <p>2. <u>仮設備の構造，工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造，工法及びその施工範囲</u></p> <p>3. <u>仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</u></p>	
<u>建設副産物関係</u>	<p>1. <u>建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件</u></p> <p>2. <u>建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容</u></p> <p>3. <u>建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法，処理場所等の処理条件</u> <u>なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所，距離等の処分条件</u></p>	

新		旧
工事支障物件等	<p>1. 地上、地下等における占有物件の有無及び占有物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等</p> <p>2. 地上、地下等の占有物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等</p>	
排水関係	<p>1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用</p> <p>2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間</p>	
薬液注入関係	<p>1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等</p> <p>2. 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容</p>	

新		旧
<p>そ の 他</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等</u> 2. <u>支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等</u> 3. <u>関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等</u> 4. <u>架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件</u> 5. <u>工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容</u> 6. <u>新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容</u> 7. <u>部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</u> 	
<p>※ <u>建築工事において、建物を使用しながら改修工事を実施する場合は、多様な制約を踏まえ、必要に応じて工程に関する施工条件を設定し、工程に影響を及ぼす施工手順を明らかにしておく必要があります。</u></p> <p>① <u>特定の条件が付され当該工事の工程に影響を及ぼすと考えられる場合</u></p>		

新	旧
<p>→(記載内容例)作業可能日・時間、施工手順等を示す。</p> <p>② 工事を安全かつ効率的に進めるために、複数の作業範囲に分割する場合</p> <p>→(記載内容例)作業の着手順序、作業工程、資機材の搬入経路等を示す。</p>	